○福岡県事務決裁規程の

部を改正する訓令

令和六年 月 + 九 号 H

第 四 百 十  $\equiv$ (3)

増 刊

# 目 次

示 第 百 + 号・ 第二百十三号

告

○福岡県補助金等交付規則 の適用を受けない交付金及び給付金の指定

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の 部を改正す

政

課

会計管理局会計課)

る告示

訓

令

第

0)

部を改正する告示

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令 号-第三号) 政経営企画課)

岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 人 事 課

人 事 課

# 告 亦

# 福岡県告示第二百十二号

?福岡県告示第二百九十一号) 福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定 0) 一部を次のように改正し、 令和六年四月 (昭和三十三年 一日から施行 应

令和六年三月二十九日

する。

福岡県知事

部

誠太郎

第六十二

一号の次に次の一 号を加える。

63

福岡県食事療養提供体制確保事業支援金

岡県告示第二百十三号

岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一 部を改正する告示を次のよう

築物のエネルギー

·消費性能の向上等に関する法律\_

に

「建築物の

エネルギ

-消費性的

定める。

岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の

岡県知事

服部

誠太郎

部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示 0) 一部を次のように改正する (昭和三十九年四月福岡県告示第 「女性相

百二十号)

談支援センター 第三条の表中 「大阪事務所」 に改める を「関西・中京事務所」 に 女性相談所

### 附 則

この告示は 令和六年四 月 日 から施行する。

訓 令

福岡県訓令第

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

出 本

先機関

庁

令和六年三月二十九日

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

を加え、 性能の向上等に関する法律\_ 体計画に係る認定通知書、 表十七の二の二の項中 行規則」 「7建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「7建築物のエネルギー |百三十八号) | の下に 別表第一の十七の二の項中「第六十八条の四」の下に「、同法第六十八条の五の 福岡県公印規程 「同法第八十七条の三第六項」を「同法第八十七条の二第一項の規定による全 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」 (昭和四十年四月福岡県訓令第八号) 「2建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」 「第百三十七条の十二第六項及び第七項並びに同令」を加え、 同法第八十七条の三第六項」に改め、 に、 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 の一部を次のように改正する 「昭和二十五年政令第 に改め、 を -消費 同

毎週火金曜日 定期発行日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

福岡県知事

服部

**令和六年三月二十九日** 

福

岡

六の五の項中「第二十条第六項から第十三項まで、第十五項から第十八項まで及び第二 施行規則」に改め、 の向上に関する法律施行規則」 十項」を「第二十条第七項から第十四項まで、第十六項から第十九項まで及び第二十 「第二十条第六項から第十四項」を「第二十条第七項から第十五項」に改め、同表三十 青少年育成局青少年政策課長」に改め、同表三十六の三の項及び三十六の四の項中 同表二十五の項中「私学振興・青少年育成局政策課長」を「私学振 を 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 「売春防止法(昭和三十一

を「個人事業税、 表六十一の項中「法人県民税、 年法律第百十八号)第三十四条第二項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する フ場利用税、 項中「女性相談所長」を「女性相談支援センター所長」に、 を「第二十条第七項から第十九項まで及び第二十一項」に改め、同表三十六の二十一の 項」に改め、同表三十六の六の項中「第二十条第六項から第十八項まで及び第二十項」 人県民税、県民利子割税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、 県たばこ税、ゴルフ場利用税、 「並びに」に、 不動産取得税、 産業廃棄物税及び宿泊税」 (令和四年法律第五十二号)第九条第三項」に改め、 特別地方消費稅、 「第五十七条」を「第五十七条の十四及び第六十四条の二」に改め、 不動産取得税、 県たばこ税、 に改める。 県民利子割税、 ゴルフ場利用税、 自動車税、 自動車税及び鉱区税」に改め、同表六十三の項中「法 特別地方消費稅、 鉱区税及び軽油引取税」を「県民税、 個人事業税、 軽油引取税、 自動車税、鉱区税及び軽油引取税」 同表三十七の項中「及び」を 法人事業税、不動産取得税 自動車税、 県たばこ税、 鉱区税、 事業税 ゴル 同

別表第二中 36の21 福 岡 県 女 性 相 談所 钔 2 長 を 36021 福 岡 県 女性相談支援 夕 セ 2 所 長 印 に改める。

## 附 則

この訓令は、 令和六年四月一日から施行する。

福岡県訓令第二号

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本

庁

出先機関

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部

誠太郎

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

のように改正する。 福岡県職員の駐在に関する規程 (昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号) の一部を次

連絡事務関係の項を削る。 別表生涯学習事務関係の項、 ヤングケアラー支援事務関係の項及び産業振興事務及び

## 附 則

この訓令は、 令和六年四月一日から施行する。

# 福岡県訓令第三号

出 本 先 機

関 庁

福 尚 県 警 察 本 部

岡 県 教 育 庁

福

福岡県監査委員事務局

福岡県人事委員会事務局

福岡県労働委員会事務局

岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める

令和六年三月二十九日

服部

福岡県知事

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程 (昭和四十年三月福岡県訓令第五号) の一部を次のように改正す

第六条第六項第二号中「並びに」を「及び」に改め、 「及び通達」を削る。

所」を加える。

次のように加える。

、大のように加える。

項の項を削る。 類事項の項中「係長」の下に「又は主務課の副長」を加え、同款副センター長の決裁事に「福岡県久留米県土整備事務所災害事業センター及び」を加え、同款センター長の決に「福岡県久留米県土整備事務所の款所長の決裁事項の項中「支所長、」の下第七条の表知事部局の部県土整備事務所の款所長の決裁事項の項中「支所長、」の下

第二十二条第二項第二号中「福岡県田川児童相談所」の下に「、福岡県宗像児童相談第二十一条の十二第四号中「平成二十九年七月九州北部豪雨による」を削る。

長」を加える。 第二十二条の三第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「室の長」の下に「又は次

所」を加える。 第二十三条第三項第二号中「福岡県田川児童相談所」の下に「、福岡県宗像児童相談

## 削則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。